



金 沢 市 公 報

第 2 6 0 4 号 の 2

平成20年(2008年)11月4日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		ページ
規 則			(公設花き地方卸売市場) 1
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則		金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	(中央卸売市場) 1
	(中央卸売市場) 1	金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	(公設花き地方卸売市場) 2

規 則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年11月4日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第79号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成20年条例第46号)の施行期日は、平成21年4月1日とする。ただし、同条例附則第2項の規定の施行期日は、平成20年12月1日とする。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年11月4日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第80号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成20年条例第47号)の施行期日は、平成21年4月1日とする。ただし、同条例附則第2項の規定の施行期日は、平成20年12月1日とする。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月4日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第81号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第59条第4号」を削る。

第62条を次のように改める。

(委託手数料の率の届出)

第62条 条例第59条第1項の規定による届出は、委託手数料率(変更)届出書(様式第32号の2)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第28条に規定する事業報告書(直近の事業年度に係るものに限る。)
- (2) 当該届出に係る委託手数料の率の適用を開始する日以後2年間における事業計画書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

第62条の次に次の2条を加える。

(委託手数料の率の対象)

第62条の2 条例第59条第2項に規定する規則で定める取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 野菜及びその加工品
- (2) 果実及びその加工品
- (3) 生鮮水産物及びその加工品
- (4) 第3条に規定するその他の食料品

(委託手数料の率の固定期間)

第62条の3 条例第59条第3項に規定する規則で定める期間は、2年とする。

様式第32号の次に次の1様式を加える。

様式第32号の2 (第62条関係)

委託手数料率 (変更) 届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第59条第1項の規定により、委託手数料の率を ^{定めた} _{変更した} ので、次のとおり届け出ます。

- 1 取扱品目及び委託手数料の率
- 2 適用開始日
- 3 周知の方法
- 4 変更の理由

備考 変更の場合は、該当の取扱品目について変更前及び変更後の率、適用開始日並びに変更の理由を記入してください。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第82号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則 (平成12年規則第22号) の一部を次のように改正する。

第61条を次のように改める。

(委託手数料の率の届出)

第61条 条例第59条第1項の規定による届出は、委託手数料率 (変更) 届出書 (様式第34号) によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 石川県卸売市場条例第25条に規定する事業報告書 (直近の年 (法人にあっては、直近の事業年度) に係るものに限る。)
- (2) 当該届出に係る委託手数料の率の適用を開始する日以後2年間における事業計画書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

第61条の次に次の1条を加える。

(委託手数料の率の固定期間)

第61条の2 条例第59条第2項に規定する規則で定める期間は、2年とする。

様式第34号を次のように改める。

様式第34号(第61条関係)

委託手数料率(変更)届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
名 称
代表者の氏名 印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第59条第1項の規定により、委託手数料の率を ^{定めた} _{変更した} ので、次のとおり届け出ます。

- 1 委託手数料の率
- 2 適用開始日
- 3 周知の方法
- 4 変更の理由

備考 変更の場合は、変更前及び変更後の率、適用開始日並びに変更の理由を記入してください。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成20年(2008年)11月4日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)11月4日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	